

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名 復興庁・経済産業省・国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税）	
要望項目名	被災自動車の代替取得に係る非課税措置の延長	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災被災により滅失等した自動車（以下、「被災自動車」という。）の所有者のうち、被災自動車の代替として新たに自動車（以下、「代替自動車」という。）を取得する者は、当該代替自動車に係る自動車取得税に対する特例措置を受けることができる。 ・ 特例措置の内容 現在、被災自動車の所有者が代替自動車を平成 31 年 3 月 31 日までに取得した場合、当該自動車に係る自動車取得税が非課税とされている。（自動車取得税廃止後（平成 29 年 3 月 31 日まで）は、新たに創設される自動車税及び軽自動車税における環境性能割が平成 31 年 3 月 31 日まで非課税） 消費税率引上げ時期の延期に伴い、自動車取得税が平成 29 年度以降も存続する場合、同税の非課税措置を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。 	
関係条文	〔地方税法附則第 52 条〕	
減収見込額	[初年度] - (▲43) [平年度] - (▲43) [改正増減収額] -	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災により滅失等しなければ生じることのなかった被災自動車の代替自動車の取得における被災者の負担を軽減する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 被災自動車の代替取得に係る非課税措置については、平成 28 年度税制改正において、自動車取得税が平成 29 年 3 月 31 日に廃止された後は、新たに創設される自動車税及び軽自動車税における環境性能割において平成 31 年 3 月 31 日まで非課税とされたところ。 消費税率引上げ時期の変更に伴い、自動車取得税が平成 29 年度以降も存続する場合においても、平成 28 年度税制改正を踏まえ、本特例措置が、同税において引き続き、平成 31 年 3 月 31 日まで継続されるよう適用期限を延長する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」</p>				
	政策の達成目標	被災者が取得する代替自動車の増加				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td> 延長期間 2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで） </td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>施策の達成目標に同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）	同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）				
同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ					
政策目標の達成状況	自動車重量税の還付を行った被災自動車の台数約16万台のうち、本特例措置が講じられてから平成26年度末までの間、本特例措置を受けた代替自動車の台数は約6万台					
有効性	要望の措置の適用見込み	平成29年度：1,333台 平成30年度：1,333台				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担軽減が図れ、代替購入の促進に資することができる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	東日本大震災被災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第46条に基づく措置				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合に限り、自動車取得税を軽減するものであり、政策目的達成手段として妥当である。				
	ページ	5— 2				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(自動車重量税の免税件数) 平成 25 年度： 4,365 台 平成 26 年度： 366 台 平成 27 年度： 163 台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者が取得する代替自動車の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災者が取得する代替自動車の取得数は増加してきているものの、自動車重量税の還付件数に見られる被災自動車の 16 万台と代替自動車の取得台数 6 万台との間には、依然差異がある。これは集中復興期間において土地区画整備事業が整備中であったこと等から、住宅再建が本格化していなかったことが考えられる。今後は、民間住宅等用地の供給の本格化に伴い代替購入は増加するものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設 平成 26 年度延長 平成 28 年度延長</p>
<p>ページ</p>	<p>5— 3</p>